

日本給食経営管理学会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「日本給食経営管理学会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都豊島区目白2-5-24 第二平ビル 学際企画株式会社内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 健康増進を目的とする給食に関わる学問領域、理論および技術を給食経営管理として体系化し、学際的、実践的研究を促進、知識の交換、情報の提供を行うことにより、給食経営の進歩を図り、もって国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会などの開催
- (2) 機関誌および出版物の刊行
- (3) 給食経営管理に関する研究および調査
- (4) 国内外の関係学術団体との交流および連携
- (5) 研究支援、研究活動の助成、研究業績の表彰
- (6) 健康・栄養政策への協力
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した学生
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人で、学会が主催する事業に同法人の5名までが会員として参加できるものとする
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同して、事業を賛助する個人又は団体
- (5) 名誉会員 本会の活動に貢献した個人

(入 会)

第6条 本会の会員となろうとするものは当該年度の会費を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 本会の年会費は次のとおりとする。(会計年度は10月1日から翌年9月30日までとする)

- (1) 個人会員 7,000円ただし、評議員は、10,000円とする。
- (2) 学生会員 2,000円
- (3) 法人会員 30,000円
- (4) 賛助会員 50,000円

(退 会)

第 8 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。
なお、2 年を超えて会費滞納の場合には退会したものとみなす。

第 4 章 役員および評議員

(役 員)

第 9 条 本会には次の役員をおく。
理 事 20 名以上 30 名以内（うち理事長 1 名および副理事長 3 名以内）
顧 問 若干名
監 事 2 名

(役員を選任)

第 10 条 理事（理事長および副理事長を含む）および監事は、理事会が推薦し、総会で選任する。
理事は、互選で理事長および副理事長を定める。

(役員職務)

第 11 条 理事長は、本会の業務を掌理し、本会を代表する。
第 12 条 理事は理事会を組織し、この会則に定める事項を行う他、総会の権限に定められた事項以外の事項を決議し、執行する。
第 12 条の 2 顧問は、本会の活動に必要な助言を行なうものとし、理事長が委嘱する。
第 13 条 監事は本会の業務および財産に関して監査する。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(評議員を選任)

第 15 条 本会には 150 名以内の評議員を置く。
(1) 評議員は、正会員の中から理事会の承認を得て、理事長が任命する。
(2) 評議員任期は、2 年とし再任を妨げない。

(評議員職務)

第 16 条 評議員は評議員会を組織し、この会則に定める事項を行う他、理事会の諮問のあった事項その他必要と認める事項について助言する。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 17 条 本会の会議は、総会、理事会及び評議員会の 3 種とする。

(総 会)

第 18 条 総会は、理事長が招集する。
(1) 総会は、正会員をもって構成する。
(2) 通常総会は、毎年 1 回開催する。
(3) 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第 19 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任（理事、監事、評議員）
- (5) 会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(理事会)

第20条 理事会は理事長が招集する。

- (1) 理事会の議長は、理事長とする。
- (2) 理事会は、理事現在定数の3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。ただし、予め書面をもって当該議事に意思を表示したものは出席者とみなす。
- (3) 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(評議員会)

第21条 評議員会は理事長が招集する。

- (1) 評議員会は、この会則に定めるものの他次の事項について議決する。
- (2) 事業計画および収支予算についての事項。
- (3) 事業報告および収支決算についての事項。
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

附 則

第1条 この会則は、平成17年11月23日より執行する。

第2条 この会則は、平成18年11月25日より執行する。

第3条 この会則は、平成20年12月1日より執行する。

第4条 この会則は、平成21年11月1日より執行する。(顧問の改定)

第5条 この会則は、平成24年10月1日より執行する。(年会費の改定)

第5条 この会則は、平成25年10月1日より執行する。(法人会員人数、評議員定数の改定)

第5条 この会則は、平成27年10月1日より執行する。(名誉会員の改定)